

川崎市職員共済組合 宛て

「医療費のお知らせ」(医療費通知)発行依頼書

「医療費のお知らせ」(医療費通知)の発行を依頼します。

- ・「医療費のお知らせ」の発行を希望する診療期間

令和7年1月～令和7年10月分

・申請者

申請日	職員番号	保険証記号	保険証番号	氏名	所属	連絡先	備考

「医療費のお知らせ」に関する注意事項

○「医療費のお知らせ」は、医療費控除の申告の際に利用できます。但し、一部の受診について通知に記載されないことや、医療機関等の名称が記載されないことがあります。その場合、「医療費のお知らせ」への補記や、「医療費控除の明細書」の別途作成が必要となり、申告後も領収書を保管していただくことになります。

○医療費データが医療機関等から共済組合に到着し、高額療養費等の支給をするまでに約3箇月程度時間を要します。

そのため、令和7年1月分から12月分までの1年間の医療費データを確定申告の時期に発行する「医療費のお知らせ」に記載することはできませんのであらかじめご承知おきください。

○対象の期間内に受診していても、医療機関から共済組合へのレセプトの提出が遅れているなどの理由により、お知らせに記載されていない場合があります。

○医療費控除の詳細につきましては、以下の国税庁のウェブページでご確認いただくか、お住まいの地域を管轄する税務署へお問い合わせください。

国税庁ウェブページ : <https://www.nta.go.jp>

○自己負担額は、窓口負担(額)から高額療養費及び附加金を差し引いた額となります。

自己負担額 = 窓口負担(額) - (高額療養費 + 附加金)

※自己負担額が10万円を超える場合は、確定申告時に医療費控除を受けられる可能性があります。

○実際に支払った金額は端数処理を行っているため、窓口負担(額)に記載されている金額と異なる場合があります。また、公費助成があった場合や保険適用外費用(差額ベッド代、自由診療分等)が含まれている場合なども、実際に支払った金額と異なる場合があります。

○次のいずれかに該当する場合は「医療費のお知らせ」には記載されません。

・組合員証、被扶養者証を使用しないで受診した場合

・共済組合が医療機関から受け取る医療費の明細書(レセプト)のうち、電子化されていない紙媒体のレセプトに記載されている医療費

・薬の容器代、入院の差額ベッド代などの保険適用外費用、入院時食事療養費の金額

○診療区分に「柔(柔整等)」とある場合は、保険診療の整骨院・接骨院での施術及び鍼灸院ではり灸・マッサージを受けたことを表していますが、医療機関名の欄が整骨院・接骨院等の名前ではなく、柔道整復師等の氏名や、柔道整復師会等(請求書のとりまとめ団体)になっている場合があります。